

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

名水の里 秦野^ま^ちみらい 環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秦野市

3 地域再生計画の区域

秦野市の全域

4 地域再生計画の目標

秦野市は、神奈川県央の西部に位置し、面積103.61平方キロメートル、市域の北方には神奈川の尾根丹沢連峰をひかえ、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県下で唯一の盆地を形成しています。市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰のりょう線の合間から発しており水無川、金目川などが盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となり、167,969人(平成17年4月1日現在)の市民が居住しています。また大規模な製造業関連の工場など、産業の集積も高く、居住、就業及び生活のバランスのとれた都市として着実に発展してきました。

本市は、明治23年に湧水を水源として横浜、函館に次いで全国3番目に近代水道事業を始め、昭和50年からは地下水のかん養事業を始めるなど水との関わりや水に対する取り組みや湧水群を代表する「弘法の清水」が弘法大師との故事に由来することなどから環境庁(当時)から全国名水百選に選定され飲料水や工業用水に広く利用されています。

本市は、昭和30年1月1日に市制を施行しましたが、市制施行当時は35,277人の人口であり従来の農村型都市でしたが、国の高度経済成長政策とあいまって、急激な都市化がみられ、家庭や事業所等から出る雑排水が道路側溝や農業用水路に流れ生活環境を悪化させ、市内を流れる河川の水質汚濁が進んでいました。

このため、昭和48年度から単独公共下水道事業(中央処理区)に着手し、平成9年度からは、酒匂川流域関連公共下水道(酒匂川左岸処理区)及び広域公共下水道(大根・鶴巻処理区)に事業着手しました。

本市の下水道全体計画区域約 3,000haのうち市街化区域約 2,437haを

中心に公共下水道認可区域約 2,404haを整備しておりますが、下水道普及率は、平成16年度末現在 66.9%と県下平均 94.0%に比べ低い状況にあります。

特に大根・鶴巻処理区は住宅や教育施設が集積していることから公共下水道の整備を重点的に進め生活環境の改善及び大根川の水質環境基準を達成していく必要があります。

市街化調整区域については、合併処理浄化槽(個人設置型)の設置助成による汚水処理施設の整備を進め河川、水路の水質の保全を図っていきます。

神奈川県生活排水処理施設整備構想「生活排水処理 100%計画」に基づき、汚水処理施設の計画的な整備を進め汚水処理人口普及率の向上を図ります。

また、パートナーシップによる環境保全活動や環境教育・学習事業を通じて環境への関心や意識を高め、汚水処理施設の重要性に対する認識を深めていきます。

本市の将来都市像である『みどり豊かな暮らしよい都市』に向けて「水とみどりと心豊かなまちをつくる」、「安全で安心して快適に暮らせるまちをつくる」、「個性と活力のあるまちをつくる」を都市づくりの基本的な方向とし、市民と行政による「協働のまちづくり」を推進し、地域再生を目指します。

(目標)汚水処理施設の整備推進

汚水処理人口普及率を、90.8%から 94.3%に向上するため施設整備の充実を図る。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

秦野盆地を囲む丹沢の山々、渋沢丘陵のみどりや水無川、金目川など河川の水辺の自然を活かし、「ゆとりと潤いのある都市」と「暮らす」ということを大切にして、あらゆる人にとって安全で快適に「ずっと住んでいたい」と思える都市を目指すうえで自然環境に関する課題として市全域において地下水の保全・かん養対策、水を育む森づくりや緑の空間づくりを行い水資源の保全

とともに生態系への保全に一層の配慮が必要であります。

生活環境に関する課題としては、市街化区域の公共下水道整備の遅れから市内6河川(金目川、葛葉川、水無川、室川、四十八瀬川、大根川)中、主に南矢名地区を流域とする大根川については、水質環境基準(生活環境項目)BOD値5mg/lを超えており公共下水道整備を進める必要があります。

また、市街化調整区域においても水路、河川の水質保全には浄化槽整備を進める必要があります。

これら地域の環境再生のための地域再生法、地域再生基本方針に基づき、本市の地域再生計画「名水の里 ^{まち} 秦野 みらい 環境再生計画」により公共下水道事業、浄化槽事業及びパートナーシップによる環境保全活動や市民への環境教育・学習事業などを進めます。

公共下水道事業は、現認可区域のうち、住宅や教育施設が集積し投資効果の高く、かつ整備が遅れている南矢名、南矢名三丁目、下大槻、上大槻及び曾屋地区を対象として管渠整備を行います。

浄化槽事業(個人設置型)については、市街化調整区域(公共下水道事業認可区域を除く)を設置者の申請に基づき設置費補助を行うこととし、汚水処理の両事業による汚水処理施設整備の拡充に努め、汚水処理人口普及率の向上により公共用水域の水質保全を図ります。

市民・事業者・市が協力してパートナーシップによる環境保全活動や市民が環境教育・学習事業などを通じて環境に関する知識や情報を得たり、体験することにより環境への関心や意識について高め『みどり豊かな暮らしよい ^{まち} 都市』を、目指します。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道 平成16年2月に事業認可

[事業主体]

- ・ いずれも秦野市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・ 公共下水道 秦野市の区域の一部(南矢名、南矢名三丁目、下大槻、上大槻及び曾屋の一部)
- ・ 浄化槽(個人設置型) 市街化調整区域(但し、公共下水道事業認可区域を除く)

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～平成20年度
- ・ 浄化槽(個人設置型) 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・ 公共下水道
 - 大根・鶴巻処理区(南矢名、南矢名三丁目及び下大槻地区)
 - φ 200mm～φ 250mm 8,184m(うち、交付金対象事業 4,743m)
 - 中央処理区 (下大槻、上大槻及び曾屋地区)
 - φ 100mm～φ 250mm 7,771m(うち、交付金対象事業 4,312m)
 - 計 15,955m(うち、交付金対象事業 9,055m)
- ・ 浄化槽(個人設置型) 5人槽 196基(初年度32基、平成18年度から平成20年度各54基、最終年度2基)
 - 7人槽 128基(初年度21基、平成18年度から平成20年度各35基、最終年度2基)
 - 10人槽 42基(初年度7基、平成18年度から平成20年度各11基、最終年度2基)

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 公共下水道
 - 大根・鶴巻処理区(南矢名、南矢名三丁目及び下大槻地区) 4,178 人
 - 中央処理区 (下大槻、曾屋地区) 2,112 人
 - 計 6,290 人
- ・ 浄化槽(個人設置型) 951 人

[事業量]

- ・ 公共下水道 810,320 千円
 - (うち、交付金 405,160 千円)
 - 単独事業費 725,700 千円
- ・ 浄化槽(個人設置型) 143,810 千円
 - (うち、交付金 47,936 千円)

合計	954,130 千円
	(うち、交 付 金 453,096 千円)
	単独事業費 725,700 千円

5-3 その他の事業

パートナーシップによる環境保全活動

市民・事業者・市が協力して「秦野市河川浄化月間」(毎年7月)等を通じて、河川浄化に対する意識を啓発する。

- ・ 市内河川美化清掃活動
- ・ 食用廃油の回収
- ・ 水無川環境ウォーク、金目川環境ウォーク、四十八瀬川環境ウォーク

環境教育・学習事業

市民が環境に関する知識や情報を得たり、体験することにより環境への関心や意識を高める。

- ・ 水辺のウォッチング(葛葉川)
- ・ 水無川水生生物の生息調査
- ・ 石鹸作り教室(食用廃油を利用)

～愛着と誇りを持てる「ふるさと秦野」を目指す景観まちづくり～

方針:「うるおいのある水辺空間を形成する景観まちづくり」

施策の方向

- ・ 親しみの持てる河川、湧水、湖の水辺空間を創っていきます。
- ・ 水辺の生態系を保全していきます。
- ・ 豊かで清らかな河川や地下水を守っていきます。

6 計画期間

平成17年度から平成21年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画の効果について公共下水道整備面積・延長、浄化槽設置数、汚水処理人口、汚水処理人口普及率、河川の水質状況などの数値により各事業に対する評価を事業中間年度及び完了年度に実施する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし